

新型コロナウイルス感染拡大に伴うスプリット体制の 実施について（連絡）

新型コロナウイルスの国内感染者数の急激な増加により、政府からの緊急事態宣言が6都府県に延長・発令され、福岡県についても緊急事態宣言を国に要請する等、第5波の様相となっております。

佐賀県内においても8月以降40人前後の感染者数が確認されております。あらためて、感染力の強い「変異株」の感染拡大もみられております。

つきましては、他県信連においても、現業業務が他で代行できないことを踏まえ、優先業務の継続を前提としたスプリット体制に取り組みされており、当会においても感染防止により一層取り組むため、当面の間(8月18日～31日を目途)、全部署2班体制(以下、スプリット体制)で業務を行うこととなりましたので、ご連絡申し上げます。

また、スプリット体制であるため、通常より少ない人数で業務を行うこととなり、ご照会へのご回答につきましても相当程度お時間をいただく可能性がありますので、大変申し訳ございませんが、ご事情ご賢察のうえ、ご協力よろしくお願い申し上げます。

記

1. 当会の対応

2班体制とし、片班のみ事務所勤務、他班は在宅勤務（テレワーク等）とする。

なお、優先度の高い以下の業務においては、他部署からの支援を含め、優先的に実施する。

ただし、12時から13時30分については、更なる接触防止の観点から、業務部窓口の閉鎖を行う。

- ・業務部（貯金、為替、出納、歳入金、手形決済、口座振替等）
- ・融資部（実行、回収のみ）
- ・資金証券課（資金決済）
- ・ローンセンター（審査）
- ・研修相談課（投信窓販関係）

2. スプリット期間(予定)

令和3年8月18日(水)から8月31日(火)

以 上